平成27年11月16日付鳥取県公報号外第108号別冊(3分冊の3)

平成24年度決算に係る財政的援助団体等監査結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

監査指摘

1 企画部(地域振興部)所管団体

経営学部ホームページ作成業務委託契約外2 件について、予定価格を設定していなかった。

(公立大学法人鳥取環境大学(公立大学法人公立鳥取環境大学):所管課 教育・学術振興課)

公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「鳥取環境大学」という。)は、平成24年度に学校法人から公立大学法人へ移行したことに伴い、平成24年度から鳥取環境大学契約事務取扱規程を施行し、県に準じて競争入札だけでなく随意契約の場合も予定価格を定める規定としたが、職員にその内容が周知徹底されていなかったこと及び上司の監督も不十分であったことが原因である。

講じた措置

再発防止のため、県から鳥取環境大学に対して、平成26年2月に文書及び訪問により今後の対応について注意喚起を行い、鳥取環境大学ではこれを受けて、平成26年3月の課長会で監査指摘された事項等について報告を行い、各課長から所属職員への意識付けを行うとともに、平成26年4月に幹部会議及び部局長連絡調整会議で指摘事項を周知した。

また、契約事務に関するチェック機能を備えた「契約手続等確認票」を作成し、平成27年1月から契約事務に関する起案等に常時添付することとした。

さらに、県においても、再発防止の取り組みを確認するとともに、鳥取環境大学の職員の資質向上のため、平成26年10月に県会計局が実施する平成26年度会計事務別研修会への出席を促し、鳥取環境大学の職員3名が出席した。

2 福祉保健部所管団体

鳥取県子育て支援活動・預かり保育推進事業 補助金について、誤った実績報告額を記載した 実績報告書を提出し、補助金を過大に受領して いた。

(学校法人倉吉幼稚園:所管課 子育て応援課)

倉吉幼稚園が、鳥取県子育て支援活動・預かり 保育推進事業補助金実績報告書の提出にあたり、 預かり保育推進事業について確認不足により交 付申請ベースの金額で実績報告を行ったこと、長 期休業等預かり保育推進事業について認識誤り により従事する職員の人件費支出について別の

監査指摘	講じた措置
	補助金の人件費支出と二重計上していたこと及
	び県の担当者も確認不足であったことが原因で
	ある。
	平成25年11月に訂正された実績報告書により
	額の再確定を行い、同月超過交付額の返還があっ
	た。
	また、平成 26 年1月に県から当該補助金の他
	の交付先に対して、実績報告書の再確認を行うよ
	う通知し、平成 26 年1月までに全て誤りがない
	ことを確認した。
	再発防止のため、倉吉幼稚園では、補助金申請
	等の手続について、チェック者を3名に増やすと
	ともに、最終確認者も園長から法人理事長へ変更
	した。
	県では、平成 25 年4月に実地検査のチェック
	リストを作成し、額の確定の際に誤りが発生しな
	いよう改善を図ったところであったが、書面での
	審査においても注意点を再確認し、審査をより適
	正に実施することとした。
	また、補助対象者は私立幼稚園を設置する学校
	法人であることから、平成 26 年 2 月に私立幼稚
	園の代表者が集まる会議で、補助金事務の適正化
	について口頭で注意喚起した。

2 監査意見

監査意見
1 企画部(地域振興部)、文化観光局(観光
交流局)、福祉保健部、生活環境部、商工労
働部、農林水産部、中部総合事務所、教育委
員会、警察本部共通
契約事務の執行について
(所管課 教育・学術振興課、文化政策課(観
光戦略課)、国際観光推進課(観光戦略課)、
観光政策課(観光戦略課)、まんが王国官房、
子育て応援課、健康政策課、公園自然課(緑豊
かな自然課)、砂丘事務所、くらしの安心推進
課、雇用人材総室(労働政策課)、市場開拓課
(販路拡大・輸出促進課)、生産振興課、水産

監査意見

課、中部総合事務所県民局(中部総合事務所地 域振興局)、人権教育課、警察県民課(広報県 民課))

地方公共団体の契約は、競争性・透明性の確保が求められ、競争入札による契約締結が原則となっており、県からの補助金等により契約を行っている団体等にあっても、公金の適正な執行という観点を踏まえた契約を行うことが必要と考える。

このため、契約事務のルールを設けることが 望ましいと考えるが、今回監査を行った団体に おいてルールを設けていない団体が相当数見受 けられた。

このうち、とっとりアニカルまつり実行委員会及び鳥取県交通対策協議会では、運営費の大部分を県からの補助金で執行している団体でありながら、特段の事情がなく一者との随意契約が締結され、予定価格の設定や契約書・請書の作成も行われていない事例が見受けられた。さらに、とっとりアニカルまつり実行委員会においては、当初契約やその後の変更契約を見積書を徴しないで行っていたものがあった。

一方、公立大学法人鳥取環境大学及び一般財団法人鳥取県観光事業団では、契約事務に関する規程により二者以上の者から見積書を徴すべきところを一者と随意契約を締結しており、公立大学法人鳥取環境大学では、予定価格を設定すべきところ、設定していない事例等も見受けられた。

ついては、県が設立に中心的役割を果たしたり、恒常的に運営に係る補助金を交付しているなど県の関与の度合いが高い団体については、 複数見積の徴取や契約書の作成等を定めた契約 事務手続のルールづくりを行うよう働きかけられたい。

また、契約事務に関する規程を設けているものの適正に行われていない団体に対しては、適正な執行を指導されたい。

平成26年4月に総務部から各部局に対して、 県の関与が強い団体やイベント実施に関する補助金の交付を受ける団体に対して、適正な契約事務手続を行うよう要請する通知を行なった。

また、平成26年5月に総務部から県の出資比率が4分の1以上である各県出資法人及び団体に対して、契約事務について明文化した事務処理規程を整備するよう、また県等の会計規則を準用するよう定めている場合、県等の規程内容を確認し、適正な事務処理に努めるよう通知した。平成26年4月時点で明文化した契約事務処理規程を設けていなかった4団体について、平成27年6月までにすべての団体が規程を作成した。

とっとりアニカルまつり実行委員会について

県(まんが王国官房)からとっとりアニカルまつり実行委員会を含む補助金交付団体の長に対して、平成26年5月に、適正な契約事務手続の遂行について通知するとともに、補助金の説明会及び補助金の交付決定時においても、県の取扱いに準じて契約事務の手続を行うよう注意喚起している。とっとりアニカルまつり実行委員会において、契約事務のルールは作成していないが、鳥取県会計規則及びその関連通知を準用して適正に執行するよう指導した。

なお、本事業は平成26年度で終了となった。

鳥取県交通対策協議会について

県(くらしの安心推進課)から鳥取県交通対策協議会に対して、平成26年3月に契約事務に関する規程を制定すること、また規程が制定されるまでの間は、県の規程に準じた事務処理を行うよう口頭指導した。

鳥取県交通対策協議会は、平成27年3月に契約事務に関する規程を制定(平成27年4月施行) した。

監査意見	講じた措置
	また、規程が制定されるまでの間は、県の規程
	に準じた手続をとり契約の相手方を決定した。
	鳥取環境大学について
	指摘事項で講じた措置のとおり

一般財団法人鳥取県観光事業団について

県(子育て応援課)から鳥取県観光事業団に対して、平成26年1月に県と鳥取県観光事業団との意見交換会で口頭指導するとともに、監査意見の事例があった施設(こどもの国)について、平成26年7月に指定管理施設の年1回の点検の際、契約内容について検査を行い、適切な会計事務が徹底されていることを確認した。

2 文化観光局 (観光交流局) 県内在住外国出身者の支援について

(所管課 交流推進課)

公益財団法人鳥取県国際交流財団(以下「国際交流財団」という。)では、多文化共生の社会づくりを目指し、県内在住外国出身者の支援のため、市町村での国際交流財団の事業紹介ファイルの配布や、通訳ボランティアの派遣、国際交流コーディネーターの配置による相談対応などが行われている。

県内在住外国出身者の支援を効果的に行うためには、その実情の把握が必要と考えるが、今回監査を実施したところ、国際交流財団では、市町村や国際交流団体等との連携について各団体の活動状況等の情報共有のための連絡会議の開催(東・中・西で年1回開催)や県内での交流イベント等の情報提供は行われているものの、県内在住外国出身者の実情について十分把握が行われている状況とは見受けられなかった。

ついては、県は、国際交流財団に対し、市町村や県内在住外国出身者のグループ等との連携を一層深め、交流事業を進める中で、積極的に県内在住外国出身者の状況把握を行うよう働きかけられたい。

国際交流財団に対し、地域と密接な関係にある 市町村及び県内在住外国出身者のグループ等と の連携を強化することにより、県内在住外国出身 者の実情把握や支援策の充実及び強化につなげ るよう要請し、次のとおり取組が行われた。

1 国際交流財団職員による市町村への個別訪 問の実施

平成 26 年 4 月から 6 月にかけて、県内全市町村を訪問し、通訳ボランティアの派遣サービスの紹介や外国人のための防災ハンドブック等を整理した「ファイルブック」の配布及び配架を働きかけるとともに、外国出身者住民数の推移、外国出身者からの困り事相談等への対応及び外国出身者住民に配慮した施策等、各市町村における在住外国出身者のニーズや状況の把握を行った。

2 県内在住外国出身者グループ等関係者との 意見交換の実施

平成 26 年 4 月に鳥取華人華僑会が設立され、 平成 26 年 5 月に同会役員等と意見交換を行った。そこで児童及び生徒に対する文化体験及び交流の場を定期的に開催するための支援について要請があり、同会が主催する青少年中国文化交流

監査意見	講じた措置

教室(毎週日曜日、第1期(平成26年7月~9月))に講師謝礼費などの支援などを行った。同教室には小学生32名が保護者とともに参加し、受講者からも好評を得、継続を望む声が多かったことから第2期を平成26年10月から12月、第3期を翌年1月から3月に開催している。

また、平成23年度からSun-in台湾人会(平成22年設立)と連携して交流事業を行っており、平成26年度も平成26年12月に「中国語で遊ぼう!」と題したスピーチコンテスト及び交流会を開催した。

平成27年度においては、県内3地区で「多文化共生のまちづくり推進事業」をはじめとする事業を実施し、これらの中華圏グループに加えて、他のエスニック・グループ(コミュニティ)との交流も活性化させていきたい。

3 国際交流財団の交流事業を通じた取組の強 化

平成27年1月に、平成24年度から鳥取大学と 共催で実施している多文化共生フォーラムにお いて、フィリピン及び中国の方々並びにイスラム 教を信仰する方々から、言葉の問題及び情報不足 など困難な状況の中で起業した体験など、情報提 供をいただき、多様な立場や国籍の者と意見交換 を行った。

- 3 文化観光局(観光交流局)、福祉保健部、 生活環境部、農林水産部共通
 - 一般財団法人鳥取県観光事業団が管理運営す る指定管理施設の集客促進について

(所管課 観光政策課(観光戦略課)、文化政 策課(観光戦略課)、子育て応援課、公園自然 課(緑豊かな自然課)、生産振興課)

一般財団法人鳥取県観光事業団(以下「事業団」という。)では、鳥取砂丘こどもの国、氷ノ山自然ふれあい館、東郷湖羽合臨海公園、中国庭園燕趙園、鳥取二十世紀梨記念館、夢みなとタワー及びとっとり花回廊の管理運営を県から受託している。

これらの施設の運営については、事業団本部

事業団は、鳥取砂丘こどもの国、氷ノ山自然ふれあい館、東郷湖羽合臨海公園、中国庭園燕趙園、鳥取二十世紀梨記念館、夢みなとタワー及びとっとり花回廊の7つの県立施設の指定管理者(指定管理期間:平成26年度~平成30年度(とっとり花回廊のみ平成23年度~平成27年度))である。各施設において、それぞれの施設独自の特色を

5

においての連絡調整や庶務業務などを除き、基本的に施設ごとに縦割りで行われている。

このうち集客促進については、本県の特色の ある施設の運営を行っていることから、これら を戦略的に連携させることにより、効果的な営 業活動の実施や魅力的な情報発信などが行える ものと考えるが、事業団での取り組みは、各施 設の周遊を促すポスター作成や共通割引券の作 成に留まっており、その他の営業活動や広報宣 伝は、各施設において個別に行われている状況 であった。

ついては、県は、事業団が運営する指定管理施設の集客促進が、各施設の戦略的な連携(物語化や営業活動の共同化等)により、効果的・効率的に推進するよう事業団に働きかけられたい。

十分に活かし、各施設の事業計画を堅実に実行し、集客を図ることはもとより、事業団本部が中心となって、経営方針の明確化、指定管理施設相互の連携強化を図り、事業団ならではの組織を活かした集客対策を拡充するよう、平成26年4月に県から事業団本部に対して、面談により働きかけをした。

事業団の各施設の施設長及び営業担当者は、県 及び公益社団法人鳥取県観光連盟が主要都市で 行う旅行会社向け観光情報説明会及び商談会な どに、積極的に参加し、単体でなく複数施設が共 同して営業活動を行うほか、事業団の理事長自ら が指定管理施設の広報宣伝などを行うこととし た。

また、とっとり花回廊においては、主となる花木の季節だけでなく、平成 25 年度大好評を博したウインターイルミネーションを平成 26 年度は中四国最大規模にまで拡大し、より多くの来園者に楽しんでいただけるよう冬の代表的観光施設としての定着を目指したほか、イルミネーション期間中は地元の温泉旅館組合等と連携し、とっとり花回廊と温泉地とを結ぶ二次交通を確保することで宿泊を促し、エリア内の滞在時間の延長を図るなど、事業団の指定管理施設のみにとどまらない戦略的な連携を図った。

さらに、とっとり花回廊のイルミネーションの 充実を契機として、砂の美術館及び鳥取砂丘イリュージョンと共同で、鳥取砂丘こどもの国、東郷 湖羽合臨海公園、中国庭園燕趙園及び夢みなとタ ワーなど、事業団が管理する施設において集中的 にウインターイルミネーションを展開及び情報 発信(チラシ作成及びキャラバン隊による県外の マスコミ訪問など)を行い、戦略的に閑散期の集 客促進を行うこととした。

このほか、特色ある施設を複数管理している強みから、施設の人気イベントを応用して、他施設で取り入れるなど、各施設長が集まる経営本部会議(月1回程度)及び営業戦略会議などで施設間相互の成功例の共有及び情報交換を盛んに行い、

監査意見	講じた措置
	一つの施設にとどまらない面的な集客対策等を
	行っていく。

4 福祉保健部

臓器移植の推進について

(所管課 医療政策課)

国内で臓器移植を希望している人は約1万3千人いるが、臓器移植を受けることができる人は年間約300人と少なく、本県においても、腎移植の例では、平成25年10月1日現在、36人が移植希望登録をされており、臓器移植の推進が切望されているところである。

公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク(以下 「臓器・アイバンク」という。)では、臓器移 植の推進を図るため、県民に対して、街頭キャ ンペーンのほか、臓器移植への理解を深めるた めの「グリーンリボン公開講座」や「移植医療 を通していのちについて考える学習会」の実施 など普及啓発に精力的に取り組み、平成24年9 月からは臓器移植コーディネーターを1名増員 するなど体制も強化してきている。しかしなが ら、県内の意思表示率は18.4パーセント(平成 25 年臓器・アイバンク調査結果)と全国平均 (12.6 パーセント、平成25年内閣府世論調査結 果) は上回っているものの、県が目標とする 30 パーセントには届いておらず、また、これまで 県内で臓器提供した方は3人(臓器の移植に関 する法律制定(平成9年)以降)となっている。

ついては、県は、臓器・アイバンクとともに、 臓器移植が進んでいない要因を医療現場の状況 も踏まえて検証を行い、臓器移植の推進を図ら れたい。 臓器移植の推進については、県と臓器・アイバンクが協力して県民に対する移植医療の理解を進めるための啓発及び提供希望の受け皿となる医療機関の体制整備への支援を行っている。

臓器移植の意思表示は、平成22年7月に運転 免許証及び被保険者証への臓器提供意思表示欄 が設置され、臓器提供の意思表示率は、毎年増加 の傾向にあり、臓器移植に対する県民の理解が進 んでいる。

県及び臓器・アイバンクにおいても、引き続き 公開講座、教育現場及び公民館での学習会など、 県民の臓器移植への理解を深めるための効果的 な啓発活動を実施し、さらに、新たに平成 25 年 度の県教育委員会の人権教育出前講座に移植医 療のテーマを設けたり、県内各免許センターで運 転免許証更新講習時に講義を行う交通安全協会 の職員に講義を行ったりするなど、目標の 30 パーセントの達成を目指すこととしている。

医療機関への支援については、これまで病院の管理者に対して臓器提供施設の設置に向けた働きかけを行い、県内の4病院(平成27年3月末時点)が脳死下臓器提供施設になっており、また、県は臓器提供施設の体制整備を中心となって行う院内移植コーディネーターを7病院30名(平成27年3月末時点)の者に委嘱している。臓器提供施設及び院内移植コーディネーターの増加については、継続して臓器提供施設及びその他の医療機関への訪問により移植医療への取組の啓発を行うほか、定期開催している鳥取県院内移植コーディネーター会議へのオブザーバー参加を全病院へ呼び掛けている。

また、県と臓器・アイバンクは、医療現場の検証を行うため、平成 26 年1月の院内移植コーディネーター会議で院内移植コーディネーターに

監査意見	講じた措置
	対して、調査を実施した。
	その結果、臓器移植に関する院内の理解が末端
	まで浸透しておらず、通常時からの提供希望者の
	把握のための取組が進んでいないこと、適応患者
	となる可能性のある患者があった際に適応患者
	としての判断が困難であること及び医療人材の
	不足による多忙感から臓器提供への取組が進ま
	ないことなどの現状が伺われた。
	今後、これらの現状を踏まえ、引き続き院内移
	植コーディネーター会議等によりコーディネー
	ターの院内体制整備の活動を支援するとともに、
	適応患者の多い救急医療の現場への働きかけと
	併せて、関係者が活用できる臓器提供の適応判断
	シートを作成配布するなど医療現場の理解と体
	制整備を促進していきたい。